

マイナンバーカードを  
まだお持ちでない方へ

## マイナンバーカード交付申請書が送付されます

(オンライン申請QRコード付き)

マイナンバーカードをまだお持ちでない方(※1)に、11月中旬から12月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます(※2)。スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます(※3)。

この申請書は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)から送付されます。



総務省 J-LIS  
地方公共団体情報システム機構

「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」  
から送付されます。  
総務省のロゴマークも入っています。

※1 以下のような方には、交付申請書は送付されません。

- (1) 75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方
- (2) 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方
- (3) 在留期間の定めのある外国人住民の方
- (4) 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

※2 最近、マイナンバーカードを申請・取得した方に、本案内が行き違いで届いた場合はご容赦ください。その場合、改めての申請は不要です。

※3 郵送等での申請も可能です。

マイナポイントも  
申請できます!

## マイナンバーカード夜間申請・交付窓口を設置しています!

町では、毎月第3木曜日に午後5時から午後7時まで「マイナンバーカード夜間申請・交付窓口」を開設しています。

窓口で交付申請をしたいけど普段お仕事等でなかなかお手続きできない方などはぜひご利用ください。

併せてマイナポイントに係る手続きのサポートも行っています。

なお、最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要です。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末となっておりますので、早めの申請がおすすめです。この機会にぜひマイナンバーカードを取得してください!

詳しくは、町ホームページまたは広報10月号をご確認いただくか総務課企画財務広報グループもしくは住民課戸籍年金医療グループにお問い合わせください。



お問い合わせ先

総務課企画財務広報グループTel26-9021 住民課戸籍年金医療グループTel26-9026